相模台地区シンボルマークの使用に関する事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模台地区シンボルマーク(以下「マーク」という。)を使用する場合の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、マークとは、別図1から4のとおりとする。

(マークに関する権利)

第3条 マークに関する著作権及び使用に係る権利は相模台地区自治会連合会に属する。

(使用承認の申請等)

- 第4条 マークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、相模台地区シンボルマーク使用申請書(第1号様式)を相模台地区自治会連合会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除くものとする。
 - (1)放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
 - (2)相模台地区まちづくり会議を構成する団体が主体となって実施する事業等で使用するとき。
 - (3)その他、会長が認めるとき。
- 2 会長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対し相模台地区シンボルマーク使用承認通知書(第2号様式)を交付するものとし、不承認とするときには、申請者に対し相模台地区シンボルマーク使用不承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

(使用の不承認)

- 第5条 会長は、申請内容が次の各号のいずれかに該当するときは、マークの使用を 承認しないものとする。
 - (1)特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に使用しようとする場合
 - (2)法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - (3)特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれのある場合
 - (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用する場合
 - (5)相模台地区の品位を傷つけ、又はマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
 - (6)定められた使用方法によってマークが使用されないおそれのある場合
 - (7)前各号に掲げるほか、会長がデザイン等の使用を不適当と認める場合

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、マークの使用にあたり、この規程を遵守するとともに、デザインや色調等について、加工、変更してはならない。

2 マークの使用は無償とする。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、デザイン等を利用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、第4条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にマークを 使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(使用承認の取り消し)

- 第9条 会長は、使用者が第5条各号のいずれかに該当すると認めるとき又は使用者が前条並びに第7条に規定する事項に違反すると認めたときは、使用の承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取り消しを決定したときは使用者に対して相模台地区シンボルマーク使用承認取消通知書(第4号様式)を交付するものとする。
- 2 前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、 相模台地区自治会連合会はその賠償の責を負わない。

(使用報告)

第10条 使用者は、マークの使用後に、相模台地区シンボルマーク使用実績報告書 (第5号様式)により会長に速やかに報告しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年1月9日から施行する。

別図 1 相模台地区シンボルマーク カラー(フチ無し)



別図 2 相模台地区シンボルマーク カラー(フチ有り)



別図 3 相模台地区シンボルマーク モノクロ (フチ無し)



別図 4 相模台地区シンボルマーク モノクロ (フチ有り)



相模台地区シンボルマーク使用申請書

年 月 日

相模台地区自治会連合会長	あて

申請者	<u>所 在 地</u>	
	団 体 名	
	代表者名	ED
	電話	

次のとおり相模台地区シンボルマークを使用したいので、申請します。

使用目的										
使用するマーク (チェックを付ける)	相相相	莫台地区 莫台地区 莫台地区 莫台地区 莫台地区	シンボ シンボ	、ルマ- 、ルマ-	-ク(-ク(カラーモノク	- (フ フロ (チ有り フチ無)) し))	
使用する品物 又は使用形態										
作成又は使用個数 (単位)				()				
使用期日又は期間		年	月	日	~		年	月	日	
特記事項										
	氏	名								
担当者連絡先	電話番号									
	ファク	ス番号								
	Eメ	ール								

相模台地区シンボルマーク使用承認通知書

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

樣

年 月 日付で申請のあった相模台地区シンボルマークの使用について、 次のとおり承認いたします。

年 月 日

相模台地区自治会連合会長

印

使用目的	
	相模台地区シンボルマーク (カラー (フチ無し))
使用を承認する	相模台地区シンボルマーク (カラー (フチ有り))
マーク	相模台地区シンボルマーク (モノクロ (フチ無し))
	相模台地区シンボルマーク (モノクロ (フチ有り))
使用する品物	
又は使用形態	
作成又は使用個数	()
(単位)	,
使用期日又は期間 使用期日又は期間	年月日~年月日
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
備考	
問い合わせ先	相模台地区自治会連合会(相模台まちづくりセンター内) 電話 042(744)3148

相模台地区シンボルマークの使用に係る承認条件

- 1 本デザイン等の使用にあたっては、『相模台地区シンボルマークの使用に関する 事務取扱規程』の規定に基づくこと。
- 2 本デザイン等との同一性を損なわないこと。
- 3 申請者が本デザイン等の使用に際して、故意または過失により相模台地区自治会 連合会に損害を与えた場合、これによって生じた損害について賠償すること。
- 4 本デザイン等を付した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、相模台 地区自治会連合会は一切責任を負わないものとする。
- 5 本デザイン等を付する製品等については、法令等で定める製造基準及び表示義務 を満たすものであること。

6	その他の条件

相模台地区シンボルマーク使用不承認通知書 (所在地) (団体名) (代表者名) 樣 年 月 日付で申請のあった相模台地区シンボルマークの使用について、次のとお り不承認といたします。 年 月 日 相模台地区自治会連合会長 印 不承認の理由 備 考 相模台地区自治会連合会(相模台まちづくりセンター内) 問い合わせ先 電話 042(744)3148

相模	台地区シンボルマーク使用承認取消通知書	
(所在地) (団体名) (代表者名)	様	
	日付で通知した相模台地区シンボルマーク使用承認通知書に 承認を取り消すこととしましたので通知します。	こついては、次
年月	日相模台地区自治会連合会長	ЕП
取り消しの理由		
備考		
問い合わせ先	相模台地区自治会連合会(相模台まちづくりセンター内) 電話 042(744)3148	

相模台地区シンボルマーク使用実績報告書

年 月 日

相模台地区自治会連合会長 あて

 申請者
 所 在 地

 団 体 名

 代表者名
 印

 電 話

次のとおり相模台地区シンボルマークを使用したいので、申請します。

使用目的					
使用したマーク	相模台地区シンボルマーク(カラー(フチ無し)) 相模台地区シンボルマーク(カラー(フチ有り))				
	相模台地区シンボルマーク(モノクロ(フチ無し)) 相模台地区シンボルマーク(モノクロ(フチ有り))				
使用した品物 又は使用形態	成果品を 1 部添付すること				
作成又は使用個数 (単位)	()				
使用期日又は期間	年月日~ 年月日				
特記事項					